

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

月額

区 分				単 位	料 金 額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,439円	—
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,439円	
	(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	4,572円			

区 分				単 位	料 金 額	備 考
(1)～(2) (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
		ウ 1芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額
③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに			第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		

		エ 2芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	8,878円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	8,878円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	1回線ごとに	9,144円	
(4)～(4)-2(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,554円		
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,554円	

		エ 2芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,044円	
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,796円	
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,420円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,044円	
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,796円	
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,420円	
			(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,285円	
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	7,000円	
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,613円	
(4)～(4)-2(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,407円			
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,407円		

(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,439円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,439円		
			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	4,572円		
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,439円			
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,439円			
(6) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1～3欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないもの）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円	
	③ ①②以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,143円			
		B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,500円			
		C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,306円			
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円		
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円		
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円		
② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円			
		B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円			

			③ ①②以外のもの	1回線ごとに	4,572円	
	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの		1回線ごとに	4,179円	
		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの		1回線ごとに	4,179円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		1回線ごとに	4,300円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

						C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,210円	
			③ ①②以外のもの			A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,143円	
						B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,500円	
						C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,306円	
	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能	(7) 保守の区分がタイプ1-1のもの				① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,756円	
						② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,155円	
						③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,982円	
		(イ) 保守の区分がタイプ1-2のもの				① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,756円	
						② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,155円	
						③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	2,982円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの				① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,864円	
						② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,245円	
						③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,067円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置 (端末回線を終端するための装置に限ります。) 及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,380円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,715円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,272円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,865円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,458円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,052円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,608円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,201円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,795円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,388円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,981円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,538円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,131円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,724円			
(9) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,765円	—
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	15,646円	

(8) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置 (端末回線を終端するための装置に限ります。) 及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,078円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,438円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,038円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,598円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,158円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,758円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,318円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,918円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,478円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,038円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,638円	
		36Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,198円	
		39Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	13,798円	
42Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	14,358円			
(9) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/sから100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,492円	—
		イ 200Mbit/sから1Gbit/sまでの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,052円	

2-1-1-2 加算料

区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(イ) (イ)以外のもの	1回線ごとに	171円	(略)
	イ 1芯式のもの	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	171円	
	ウ 2芯式のもの		1回線ごとに	342円	

月額

2-1-1-2 加算料

区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)	(イ) (イ)以外のもの	1回線ごとに	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	(イ)①欄に規定する料金額
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	(イ)②欄に規定する料金額
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	(イ)③欄に規定する料金額
	イ 1芯式のもの	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	1回線ごとに	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	172円
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	170円
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	170円
	ウ 2芯式のもの		1回線ごとに	(イ) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	344円
				(イ) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	340円
				(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	340円

月額

(2) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (イ)以外のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	350円	93円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	350円	93円	
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	360円	96円	
		(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	343円	93円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	343円	93円	
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	353円	96円	

(2) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (イ)以外のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	310円	82円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	310円	82円	
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	319円	84円	
		(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	304円	82円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	304円	82円	
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円	84円	

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,179 円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,179 円	
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	1 光信号主端末回線ごとに	4,300 円	
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,756 円
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,155 円
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,982 円
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,756 円
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,155 円
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,982 円
		(ウ) (7)(イ)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,864 円
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,245 円
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,067 円
(3)~(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄オ欄及び2-1-1-2第1欄エ欄に係るものに限ります。）及び通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもののうち、専用サービス契約約款に規定するSONETインタフェース及びSDHインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。

（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）

区 分			単 位	料 金 額	月 額 備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	1回線ごとに	18,288円	—

（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）

区 分		単 位	料 金 額	月 額 備 考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	1回線ごとに	684円	—

（2）-1～（2）-2（略）

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1（略）

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により協定事業者が利用している端末回線伝送機能（2-1-1-1第3欄オ欄及び2-1-1-2第1欄エ欄に係るものに限ります。）及び通信路設定伝送機能（高速デジタル伝送に係るもののうち、専用サービス契約約款に規定するSONETインタフェース及びSDHインタフェースに係るものに限ります。）の提供条件については、なお従前のおりとし、以下の料金表を適用します。また、当社は、以下の料金表（（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）及び（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）に限ります。）に規定する網使用料（平成23年4月1日から平成26年3月31日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

（1）-1 端末回線伝送機能（基本料）

区 分			単 位	料 金 額	月 額 備 考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	16,571円
			イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	14,000円
			ウ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	13,225円

（1）-2 端末回線伝送機能（加算料）

区 分		単 位	料 金 額	月 額 備 考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	688円
		イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	680円
		ウ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	680円

（2）-1～（2）-2（略）

附 則（平成 23 年 4 月 4 日東相制第 10-7043 号）

（実施時期）

1 この改正規定は、平成 23 年 4 月 5 日から実施し、平成 23 年 4 月 1 日に遡及して適用します。

（網使用料の算定に係る措置）

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料（接続料規則第 8 条第 2 項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能 2-1-1-1 第 9 欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。）の原価の実績値（平成 22 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成 22 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 22 年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 24 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能の網使用料（平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで適用するものに限ります。）について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。

5 当社は、前 2 項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前 2 項の規定にかかわらず、前 2 項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。